

図表 1 . 北欧諸国の改革前後における限界所得税率 ( % ) ( 社会保障拠出を除く )

		勤労所得の限界税率	資本所得の限界税率	法人税率
スウェーデン	91年改革前	36 - 72	36 - 72 (1)	52
	91年改革後	31 - 51	30	30
ノルウェー	92年改革前	26.5 - 50	26.5 - 40.5	50.8
	92年改革後	28 - 41.7	28	28
フィンランド	93年改革前	25 - 56	25 - 56 (2)	37
	93年改革後	25 - 56	25	25

( 1 ) 1991年改革前には、株式の長期 ( 2年超保有 ) キャピタル・ゲインは、限界税率の 40% で課税されていた。

( 2 ) 1993年改正前には、資本所得税率は、資本所得の種類によって大きなバラツキがあった。

出所) Sorensen ( 1998 ) P.3 を加筆修正